

那須塩原市単独処理浄化槽撤去費補助金に関する留意事項

単独処理浄化槽撤去費補助金について、下記の事項及び参考資料に留意し、書類の作成及び工事を実施するようお願いします。

■補助金額

撤去に要する額（限度額100,000円） ※千円未満切り捨て

■交付条件

○公共下水道事業計画区域及び農業集落排水処理区域を除く地域に処理能力が10人以下の合併処理浄化槽を設置するために住宅に係る単独処理浄化槽を撤去する場合又は公共下水道等（農業集落排水処理施設も含む）に接続するために住宅に係る単独処理浄化槽を撤去する場合に補助金を交付します

○別荘等は補助事業の対象になりません（※那須塩原市に住民票がないもの）
ただし、補助事業完了後、那須塩原市に住民票を異動する場合は対象となります。その場合、住民票異動確認後に補助金を交付します。

○交付決定前に工事が着工されている場合は、補助金を交付することができません

○市税等 又は 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業受益者分担金を滞納している場合は補助金を交付することができません

○事業完了の日から30日を経過する日又は申請年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください

※申請年度の3月10日までに実績報告書の提出が無い場合は、補助金を交付することができません。

■補助金申請について

1) 共通事項

- ①補助申請から交付決定までに要する期間は、通常10日程度となるため、交付決定前に単独処理浄化槽の撤去工事を着工する事が無いよう、余裕を持って申請してください。
- ②申請書類の住所及び氏名欄は、申請者本人が記入してください。
- ③委任状の日付の記入漏れが無いようにしてください。

2) 浄化槽設置を伴う場合

① 浄化槽設置整備事業補助金交付申請時に併せて申請してください。

② 添付書類

・撤去する単独処理浄化槽の配置図

※撤去単独処理浄化槽と新規設置浄化槽の位置がそれぞれわかるもの

・撤去費用の見積書の写し

※浄化槽設置工事費と撤去費用とを区分すること

・撤去する単独処理浄化槽の設置状況が確認できる写真

※設置されている状況が確認できるもの及び家屋と単独処理浄化槽の位置関係のわかるもの

・住宅等を借りている者が申請する場合には、賃貸人の承諾書

・市町村民税等納税証明書

※浄化槽設置補助金の交付申請をする場合は、写しでも可

・委任状(本人以外が申請する場合)

※浄化槽設置整備事業補助金交付申請に委任状を添付する場合は、それに撤去費補助金申請について追記されているものであれば写しでも可。(原本は浄化槽設置費補助金交付申請に添付)

例:「浄化槽設置整備費補助金申請及び単独処理浄化槽撤去費補助金申請の一切の権限を委任します。」

3) 公共下水道等接続を伴う場合

① 排水設備新設計画確認申請時に併せて申請してください。

② 添付書類

・撤去する単独処理浄化槽の配置図

※排水設備計画確認申請書添付の平面図に記入されたもので可

・撤去費用の見積書の写し

※排水設備の工事費と撤去費用を区分すること

※「水洗便所改造資金融資あつせん」を申請する場合のあつせん額は、撤去費補助額を差し引いた額となる

・撤去する単独処理浄化槽の設置状況が確認できる写真

※設置されている状況が確認できるもの及び家屋と単独処理浄化槽の位置関係のわかる写真

・住宅等を借りている者が申請する場合には、賃貸人の承諾書

・市町村民税等納税証明書

※「水洗便所改造資金融資あつせん」の申請をする場合には、写しで可。

・委任状(本人以外が申請する場合)

■補助事業の変更の承認について

交付決定後に事業の変更がある場合又は事業を中止、廃止する場合は変更承認申請をし、事前に承認を受けてください。

■実績報告書について

1) 共通事項

①市外申請者については、住民票の異動後に実績報告書を提出してください。

2) 浄化槽設置を伴う場合

①添付書類

- ・撤去工事状況等写真
 - ※撤去状況(浄化槽引上げ・埋戻し等)と完了がわかる写真
 - ※工事用黒板には必ず日付(工事年月日)を入れてください
- ・産業廃棄物管理票(D票)の写し
- ・撤去する単独処理浄化槽の廃止届の写し
- ・領収書の写し
 - ※浄化槽設置費と同一の領収書である場合は、単独処理浄化槽の撤去費用が分かるように区分されたもの
- ・設置する浄化槽の使用開始報告書の写し

3) 公共下水道等接続を伴う場合

①添付書類

- ・撤去工事状況等写真
 - ※撤去状況(浄化槽引上げ・埋戻し等)と完了がわかる写真
 - ※工事用黒板には必ず日付(工事年月日)を入れてください
- ・産業廃棄物管理票(D票)の写し
- ・撤去する単独処理浄化槽の廃止届の写し
- ・領収書の写し
 - ※排水設備工事費と同一の領収書である場合は、単独処理浄化槽の撤去費用が分かるように区分されたもの
- ・排水設備完了検査の合格を証する書類の写し

■請求書について

- ・住所、氏名、押印欄は必ず申請者本人が自筆、押印してください。
- ・実績報告時に併せて提出することも可。